

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.15	<a href="#">基幹系-基盤保守業務</a>	ピースミール・テクノロジー株式会社	77,946,000	R6.3.22	R6.4.1 ~ R7.3.31	本業務では、基幹系情報システム(以下、「当該システム」という。)のシステム基盤の保守を実施する。 このシステム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。導入後の維持管理については、知的財産権の流出を防ぐことを目的として、ピースミール・テクノロジー株式会社(以下、「当該事業者」という。)が、一貫して実施している。 その内容・構成等に関する知識、保守に係るノウハウはオープン化されておらず、当該事業者のみが有しているため、本業務を実施可能な事業者は当該事業者以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.5.15	<a href="#">固定資産税システム改修業務(土地概要調査データ項目追加対応)</a>	札幌総合情報センター株式会社	2,552,000	R6.4.22	R6.4.22 ~ R6.6.28	本業務は、基幹系システムの一部である固定資産税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社(以下、「SNET」という)は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化は、標準仕様書が随時改定される中、効率的な作業計画を立案し、国から示された期限までの対応が必要な事業である。そのため、標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容を標準化対応で改修中の設計書にマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行い、計画の見直しが発生しないようSNETによる一体的なマネジメントの下で実施する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となり、SNETが計画している改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるなど、標準化計画全体の進捗に著しい支障が生じるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として、随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R6.5.15	<a href="#">自動車重量税印紙購入</a>	株式会社フクリ企画サービス	1,995,000	R6.4.5	R6.4.5 ~ R6.4.19	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R6.5.15	<a href="#">アイヌ文化体験コーナー運営業務(単備契約)</a>	札幌アイヌ協会	8,619,330	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	本業務は、アイヌ文庫の刷新、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)に来館した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和4年度において本業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.15	<a href="#">札幌市高齢者健康ポインタアプリ等の構築に係るPMO支援業務</a>	グラフィス・アーキテクツ株式会社	58,299,745	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	本件業務は、令和6年度に開発する高齢者向け健康ポインタアプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。 本プロジェクトでは、札幌市の基幹系ネットワーク、イントラネット、外部ネットワークにある3つのシステムについて、それぞれ異なるベンダーが開発・改修を行い、全体で連携して稼働するシステム群を整備する。 履行に当たっては、本市の情報セキュリティに支障が生じないよう、セキュリティに関する制約等を遵守しながらプロジェクトを管理していくことが求められるため、機密事項である本市のネットワーク構成やセキュリティ上の制約を熟知している必要がある。加えて、本プロジェクトは複数のシステムの連携が生じる等、大規模かつ複雑なものであることから、本業務に対する理解はもろろん、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。 当該事業者は、本市の「情報政策技術支援業務(総合評価型一般競争入札)」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修の案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績があることから、本市のネットワークの構成及びセキュリティ上の制約等に精通している数少ない事業者である。 また、当該事業者は本市の「財務会計システム再構築に係る支援業務」、「文書管理システム再構築に係る調達支援業務」等、自治体のプロジェクト管理の分野で豊富な履行実績を有している。さらに、「札幌市高齢者向け健康ポインタアプリ等の要件定義業務(企画提案型入札)」の履行実績もあることから当該アプリの要件分析についても深い理解がある。 以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、左記事業者をもって他にない。 つまりは、競争入札に適さないことから、当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2674
R6.5.15	<a href="#">札幌市介護サポートポイント事業運営業務</a>	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,000,300	R6.4.1	R6.4.1 ~ R7.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネーターに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネーターなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人において他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.15	<a href="#">市場財務会計システム改修業務（Windows11対応ほか）</a>	株式会社ルーセントスクエア	20,790,000	R6.4.30	R6.4.30 ～ R7.3.31	<p>本業務は、Windows OS製品である「Windows10」が令和7年10月にサポート終了ことに伴い、後継の「Windows11」をOS製品とするパソコンにおいても、当部の財務会計システムが支障なく稼働するための改修等を行うものである。</p> <p>当部の財務会計システムは、企業会計業務に対応するため、独自の機能を備えており、本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム独自のプログラムに精通している必要がある。</p> <p>左記の事業者は、本システムの開発者であり、保守業務を一貫して行ってきたことから、本システムのプログラムに精通しており、これまで培ったノウハウを活用して本業務を確実に円滑に実施できる唯一の事業者である。</p> <p>以上のことから、本業務の調達については、左記の事業者を特定して選定するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.5.15	<a href="#">屯田西公園人工芝サッカー場管理運営補助業務</a>	株式会社四宮造園	1,039,500	R6.4.23	R6.4.23 ～ R6.11.3	<p>本業務は、令和5年度から供用開始した屯田西公園の人工芝サッカー場の門扉の施錠開錠と利用状況の確認を行うものである。門扉の開閉に加え、管理者が通常不在となる早朝や夕刻の時間帯に、予約状況を把握し施設利用区分に合致した利用がなされているかを確認し指導するものであるため、当該公園の指定管理者に選定された代表者が常駐しており、その者が実施することが、施設の管理運営を円滑に行うために必須であると考えられる。</p> <p>なお、本業務は、指定管理者の選定後に施設の区分や料金等の取扱いの変更があったため必要となる業務であり、指定管理者公募時の仕様には含めることができなかったものである。</p> <p>上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.15	<a href="#">モエレ沼公園海の噴水試運転調整業務</a>	株式会社ドゥサイエンス	1,430,000	R6.4.26	R6.4.26 ～ R6.5.31	<p>本業務はモエレ沼公園海の噴水の試運転調整を行う業務であるが、モエレ沼公園の海の噴水を稼働するにあたっては、噴水の故障の主要因の一つと考えられるエアバルブの開閉時間を調整する必要がある。この調整にあたっては制御装置のプログラムの書き換えが必要であるが、当該プログラムは様々な機器の動作と連動しているため、受託業者はシステム全体の構築内容を熟知していることが要件となる。</p> <p>上記選定事業者は「モエレ沼公園海の噴水制御システム調査等業務」の受託者であり、当該調査業務を通じて、海の噴水のプログラムの内容を熟知しているため、本業務実施において円滑な試運転調整を行うことができる唯一の者である。</p> <p>以上のことから、本業務を確実に実施できる唯一の事業者と判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うこととした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) みどりの推進課 011-211-2533